

学校生活の手引き

【生活目標 3つの柱】

①『笑顔であいさつ』－あいさつは人間関係作りの第一歩－

○いろんな場面・場所でさわやかなあいさつをしよう！

②『活かそう時間』－時間厳守は社会生活の基本ルール－

○お互いが時間をまもり、ケジメある集団生活を送ろう！

③『しっかり清掃、きれいな心』－清掃は自分の心をうつす鏡－

○ひとりひとりが自分の役割・責任を果たし美しい環境作りに努めよう！

【1日の流れ】

1. 通 学

- (1) 自動車等によく注意し危険の少ない道路を歩いて歩いて通学すること。(自転車通学は禁止)
- (2) 右側通行を守り、横に3、4人ひろがるような歩行はしない。
- (3) 交差点では信号を守り、道路を横断するときは陸橋や横断歩道を利用すること。
- (4) 学校へは、8:30までに余裕をもって登校すること。ただし、クラブの朝練以外では8:00以降に登校すること。
※登校時は正門か西大門を利用。(プール横の門は使用してはいけない)また8:35以降は正門から入ること。
- (5) 下校時刻(16:55)を守って下校すること。その際は活動場所の片付け、戸締まり、消灯をして下校すること。
- (6) 下校時は寄り道や買い食いをせずすみやかに、なるべく複数で帰宅すること。

予 鈴	8:30
朝の読書	8:30~8:40
H R	8:40~8:50
1	8:50~9:40
2	9:50~10:40
3	10:50~11:40
4	11:50~12:40
昼 休 憩	12:40~13:25
予 鈴	13:25
5	13:30~14:20
6	14:30~15:20
清 掃	15:20~15:35
終 礼	15:35~15:45

2. 欠席、その他

- (1) 欠席・遅刻をする場合は「コドモン」や電話などで保護者を通じて学校へ連絡してもらうこと。
- (2) 遅刻したときは先に職員室に寄り、遅刻カードをもらうこと。その後、教科の先生に遅刻カードを渡して入室すること。
- (3) 見学、欠課、早退の時は、保護者に生徒手帳の家庭通信欄に理由を書いてもらい、担任の先生にその理由を届けること。
- (4) 登校後は外出できないため、特別に事情があるときは担任の先生に相談すること。
- (5) 忌引は次の日数内は欠席欠課の扱いをしない。(遠隔地の場合は要した往復日数を加算できる。) 父母・7日、祖父母、兄弟姉妹・5日、伯叔父母・3日、その他の親族・1日。

3. 授 業

- (1)チャイムが鳴る前に席につき、授業の準備をすること。
- (2)教室移動の時は電気を消し、ドアや窓の鍵をきちんとしめて早く移動すること。
- (3)遅れて入室した時は、その理由を先生に伝えてから席につくこと。
- (4)チャイムが鳴って5分経っても先生が来られない時は、議員が職員室に報告しに行き、先生の指示をうけること。自習時間は指示に従い協力して有意義に過ごすこと。

4. 朝 礼

- (1)朝礼のある日は余裕を持って登校し、8時30分には廊下に並べるようにすること。
- (2)スリッパを手に持って入場し、自分の場所でスリッパを袋等に入れて、体育館シューズに履き替えること。
- (3)入場後は自分の場所に座り、静かに待つこと。
- (4)遅刻したときは後方の扉から入場し、先生の指示に従って列後方に並ぶこと。

5. 昼食、昼休憩の過ごし方

- (1)昼食時間を確保のため、昼休み開始から20分は教室から出ないこと。
※ トイレや手洗いなどは除く
- (2)昼休憩時間は、下記の用具の貸し出しがある。(予鈴が鳴ったら返却すること)

場所	遊び	時間・条件
運動場	・クラスボール(サッカーボールとバレーボール)の貸し出し。 ※各クラスに1球ずつ。	・ 昼休憩のみ。 ・ バレーボールは蹴らない。 ・ サブグラウンドではサッカー・ドッジボール等は禁止。
教室	・ トランプ ※各クラスに1つ、職員室保管。	・ 雨の日などグラウンドコンディションの悪い日の昼休憩のみ。 ・ かけごとはしない。
備考	・ 校舎内ではボールは一切使わない。走らない。暴れない。	

6. 保健室の利用について

- (1)けがをしたり、気分が悪くなった時はすぐ先生に連絡をし、保健室で救急処置を受けること。必要な場合、保健委員がつきそうことができる。ただし、緊急時以外は休憩時間に入室するようにしましょう。
- (2)学校生活(授業、クラブ、登下校など)で医師の治療を受けた人はその結果を担当の先生(クラブ中のけがはクラブ顧問)、もしくは保健室に必ず連絡すること。
- (3)保健室は、体調不良や負傷した人が休養したり処置を受けたりする場所なので、用事のない人は入室しないこと。
- (4)マスクや薬は各自で用意すること。

7. 服装等について

服装については下記の事項を標準とする。

- (1)男女問わず、学校指定のスラックス(黒・紺)、サイドプリーツのスカート(紺)、上着については自由に選択することができる。※以降、学校指定のスラックス(黒・紺)、サイドプリーツのスカートを「標準服」と称する。

<補足>

スラックス導入の移行期間として、当面の間は以前より使用している黒の学生ズボン（標準型）を、2022年度以降に入学する生徒に関しても、使用してもよい。

- (2)標準服を故意に短くしたり、変形させたりすることは禁止。
(3)化粧(アイプチなどを含む)、装飾品(ピアス・ネックレス・ブレスレット等)は禁止。
(4)露出の高い服装は避ける。
(5)タイツなどは着用してもよい。
(6)その他

頭髪	・ パーマや毛染め、奇抜な髪型は禁止。 ・ 整髪料やヘアバンド、カチューシャの使用は禁止。
靴	・ 運動靴(体育の授業で使用できる物。革靴等は禁止。)
防寒具	・ 手袋、マフラー、ネックウォーマーなどは冬期登下校時のみ使用してもよい。
かばん	・ 丈夫さ、容量、持ち運びやすさを基準に選ぶこと。

8. 持ちものについて

- (1)持ち物には全部に学年、組、名前を明記しておくこと。
(2)生徒手帳はいつも携行しておくこと。
(3)不必要なお金、時計、貴重品は持ってこない。(やむを得ず持ってくる必要があった場合は、朝のHRで担任に預けること。)
(4)生徒間のお金の貸借、物品の売買は禁止。
(5)学習に関係のない物の持ち込みは禁止。(例:スマホや携帯、カードゲーム類、漫画や雑誌、お菓子など。)

9. 生徒会および委員と係

- (1) 生徒会
- ①二中の生徒会は全校生徒によって成り立ち、選出・信任された5名の生徒会役員が中心となって運営・執行する。
 - ②生徒会役員は会長1名・執行部4名。
 - ③生徒会役員の任期は6ヶ月。前期は4月から10月、後期は11月から3月。

(2) 委員と係

- ・議員 … 学年議員会に参加し、クラスをまとめクラス全体にかかわる仕事をする。
- ・整美 … 清掃や清掃用具の管理、教室内外の美化の中心になる。
- ・体育 … 球技大会・体育大会などの体育的行事や体育の授業の中心になる。
- ・図書 … 図書館や本にかかわる仕事を行う。
- ・保健 … 保健的行事や健康管理にかかわる仕事を行う。
- ・文化 … 文化的な活動の中心になる。
- ・学活 … クラスレクリエーションや学級活動にかかわる取り組みを、クラスの委員などと協力してすすめる。
- ・教科係 … 各教科の連絡をクラスに伝えたり、授業の準備を手伝う。

10. クラブ活動について

【クラブ活動規定】

(1) クラブの加入について

生徒は、いずれかのクラブに入部することが望ましい。

(2) 部長会議について

各クラブ部長で部長会議を組織し、クラブ活動をより有意義なものにするよう討議する。

【クラブ活動申し合わせ事項】

(1) クラブ活動時間について

年間16時45分まで活動、16時55分を完全下校とする。

ただし、顧問の届出により活動を延長することができる。

延長時の完全下校は、以下の通りとする。

・夏時間の延長

1・2年学年末考査後～2学期中間考査前の期間は18時00分が完全下校。

・冬時間の延長

上記の夏時間以外は、17：30が完全下校。

(2) 更衣場所について

男女ともに活動場所または教室。(荷物は活動場所に置き、貴重品は顧問に預ける。)

(3) 活動日について

顧問またはそれに準ずる先生が校内におられる時のみ活動できる。活動日は月から金の放課後とする。例外として申し出により早朝(7時30分から8時10分)に活動できる。

【活動できない日】

- ・定期テスト一週間前からは活動停止とする。(一番早くにテストが始まる学年に合わせる)
 - ・市教研、入学式、卒業式、学校全体の行事(体育大会など)の日は活動停止。
- ※ただし、卒業式や体育大会などの前日準備の日は活動停止。また、学校行事で「式」が付く日は朝練も禁止。
- ・校外学習や宿泊学習の当該学年。

(4) その他

- ①入部のときはクラブカードを利用する。(入部式の日提出)提出の際は、保護者→担任の印をもらってから、顧問の先生に提出すること。
- ②生徒の活動優先順位は原則として、①委員会、②クラス、③クラブの順番とする。
- ③各クラブは、必要に応じてクラブ懇談を開くことができる。
- ④部員の連絡は、クラブ黒板を利用すること。クラブ黒板への記入は、クラブ顧問か部長のみとする。
- ⑤申し合わせ事項に違反したり学校生活のルールが守れない場合は活動停止にすることがある。

11. 災害時について

- (1)火災発生や非常ベルが鳴った時は静かにその場で待機し、先生や緊急放送の指示に従うこと。
- (2)地震の時はあわてて校舎外に出ず、すぐ机の下に入り、先生や緊急放送の指示を待つこと。
- (3)避難の時は、荷物を持たず、私語をやめて急いでグラウンド(または体育館)に集合すること。(スリッパのままでもよい)

12. その他

(1)教室の施錠について

- ①教室は終礼後から翌朝まで施錠してあります。朝早くに登校した生徒は職員室で教室の鍵を受けとり、教室を開ける。
- ②終礼後は教室を施錠するため、すみやかに教室から退室すること。無断で教室を使用したり、開錠することは禁止。
- ③移動教室時は、貴重品を教室に置かない。
- ④他クラスには入らない。
- ⑤移動教室以外は他学年のフロアには行かない。

(2)職員室・事務室・教科の準備室への出入り

- ①ノックまたは挨拶をして、名前と用件を言うこと。用事のある先生がおられないときは、他の先生に用件を言うこと。
- ②誰もいないときに無断で入室しないこと。
- ③定期テスト、実力テスト1週間前後及び、入室禁止カードがかかっている時は入室禁止です。用事のあるときは入り口で用件を言うこと。

(3)玄関・トイレ

- ①事務室前出入口は来客用です。他の出入口を利用すること。
- ②職員室前トイレは職員・来客用です。先生の許可が出たときのみ使用できる。

(4)エレベーターの使用

- ①階段を利用しての移動が困難な人(けが、車いす使用者等)が使用できる。勝手に使用せず、事前に担任の先生に相談すること。
- ②使用の際、付き添う生徒は一人だけ。

(5)支給されるiPadの使い方は、豊中市より配布されたルールと二中の生活ルールに従うこと。